

## あきたの農山漁村・企業連携マッチング業務委託 企画提案競技審査会実施要領

### (目的)

第1条 あきたの農山漁村・企業連携マッチング業務委託の企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

### (組織及び運営)

第2条 審査会は、農林水産部長が委嘱する審査員をもって組織する。

2 審査会に審査員長を置き、審査員である農林水産部農山村振興課長をもって充てる。

3 審査員長は、審査会を総括し、審査会を代表する。

4 審査会の事務局は、農林水産部農山村振興課内に置く。

### (会議)

第3条 審査会の会議は、審査員長が招集し、審査員長がその議長となる。

2 審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代行する。

3 審査会は、審査員の2分の1以上の出席をもって開催する。

4 審査会の会議は、非公開とする。

### (審査方法)

第4条 企画提案競技の参加者から提出された企画提案書等及び審査会におけるプレゼンテーションについて、別記審査基準に基づき審査を実施し、その総得点が次条に定める基準点に達した者のうち、上位1者を委託候補者とする。

2 総得点が最も高い者が複数となった場合は、配点の高いⅡの合計点が高い順に順位を付ける。

なお、それでも同点の場合は、審査員の協議により順位を付ける。

### (基準点)

第5条 基準点は、各審査員の得点を合計した総得点満点の5割とする。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和8年7月3日から施行する。

## 別記審査基準

- 1 審査項目及び係数は、表1のとおりとする。
- 2 表1の各審査項目について、表2により評点を付ける。
- 3 2の評点に表1の係数を掛け合わせて各審査項目の得点を算出する。
- 4 提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組に応じて評価点に加点し、その評価基準は表3による。
- 5 3及び4の得点を合計したものを各審査員の得点とし、参加者ごとに集計したものを参加者の総得点とする。

表1 審査項目及び係数

審査項目		係数	得点
I	業務を実施する上での全体的なコンセプトや考え方等	3	15
	○事業の趣旨や目的等を理解した提案となっているか。		
II	マッチングプログラムについて		
	(a) 企業の呼び込み		
	○企業へのアプローチについて、具体的で効果が期待できるターゲットが提案されているか。		
	(b) 地域とのマッチング		
	○農山漁村地域の要望と企業の関心を有機的に結びつけるマッチング手法やプログラムとなっているか。		
	(c) 宿泊・滞在施設及び現地サポート		
○プログラムの実施に当たり、宿泊・滞在施設や現地サポートについて工夫や配慮が見られるか。			
III	継続的な関わり創出に向けた支援について	2	10
	○マッチングプログラム後の継続的な関係づくりに向けたフォローアップについて、効果的な支援内容が提案されているか。		
IV	セミナーの開催について		
	(a) セミナーの内容		
	○セミナーのプログラムや運営方法、期待される効果について、具体的に提案されているか。		
	(b) 参加者、講師について		
○セミナーの参加者募集、講師の手配について、集客が期待できる提案となっているか。			
V	その他	2	10
	○その他、事業目的を達成するための効率的かつ効果的な独自の提案があるか。 ○評価できる類似業務の実績はあるか。		
VI	業務実施体制及び業務スケジュールについて	2	10
	○業務を遂行する上で、十分な実施体制、連携体制をとっているか。 ○業務スケジュールは妥当な内容となっているか。		
VII	事業費の妥当性	1	5
	○事業費が適切に積算され、提案内容とも一致しているか。		
合計			90

表2 評点

評点	5	4	3	2	1
評価	非常に優れている	優れている	標準 (要求を最低限満たす)	劣っている	非常に劣っている

## 【各審査員の得点の計算方法】

評点×係数＝各審査項目の得点

各審査項目の得点の合計は90点満点とする。

表3 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組の評価基準

評価項目	設定区分		配点			
	大区分	小区分				
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大5	
		2.00%以上		4		
		3.00%以上		5		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大0.5	
			次世代法 ※2			
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	最大3
				プラチナえるぼし	2	
			次世代法 ※2	くるみん	1.5	
				プラチナくるみん	2	
	秋田県知事表彰の受賞		若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	
			女性活躍・両立支援企業表彰 ※3	各0.5	最大1	
女性の活躍推進企業表彰 ※3						
子ども・子育て支援知事表彰 ※3						
男女共同参画社会づくり表彰						
合 計				10		

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ

以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。  
なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

- ※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）  
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）  
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）
- ※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和 7 年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。